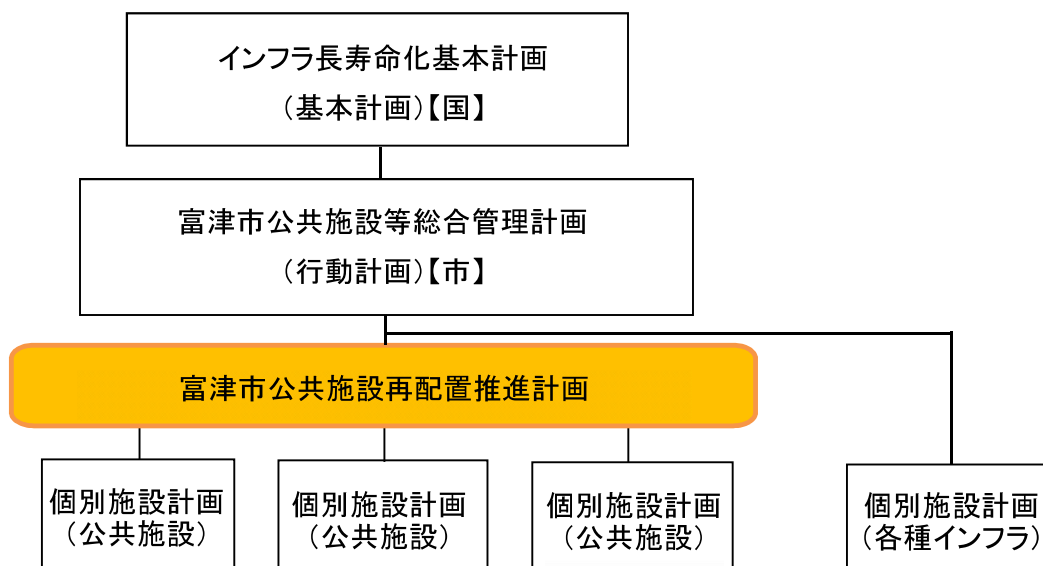


2. 計画の位置付け

本計画は、上位計画である総合管理計画に基づき、本市の公共施設の再配置の方針を全庁横断的な視点で定めるものであり、本計画の方針を各施設の個別施設計画の策定に反映させるものとします。

今後、各施設の状態等を踏まえた具体的な維持管理・更新等の内容について、個別施設計画を策定し、明確化していきます。

また、実際の事業の実施は、毎年度の中期財政計画において具体化させていきます。



3. 計画期間

本計画の対象期間は、総合管理計画の計画期間にあわせ令和7年度（2025年度）までとし、期間中の大規模改修・更新等に計画的に取り組めます。

また、保有総量の適正化を目指し、各施設の長期的な方針を整理し、これに基づく将来の更新費用の試算を行います。

令和8年度（2026年度）以降についても、総合管理計画の見直しに合わせて、社会経済情勢や行政ニーズ、本市の財政状況の変化等を踏まえて見直しを行った上で計画を策定し、公共施設の再配置を進めていきます。